

青森県報

第三千十五号

平成二十年
十一月二十五日
(火曜日)

目次

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	(高年齢福祉課)	一
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出	(同)	一
飼料の試験の結果の概要	(畜産課)	一
公告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(情システム課)	二
右 同	(同)	三
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県民生課)	三
右 同	(同)	三
公営企業		
青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	(病院局経営企画室)	四

告 示

青森県告示第七百四十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅

サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	廃止年月日
村上秀樹	氏名	青森市栄町二丁目二の一	訪問リハビリテーション	村上内科胃腸科医院 青森市栄町二丁目二の一	平成二〇・〇・二

青森県告示第七百四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第一百五十五条の九第二号の規定により公示する。

平成二十年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う所	廃止年月日
村上秀樹	氏名	青森市栄町二丁目二の一	訪問リハビリテーション	村上内科胃腸科医院 青森市栄町二丁目二の一	平成二〇・〇・二

青森県告示第七百五十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十年十月十日及び十四日収去させた飼料の試験

の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂 肪 %	カルシ ウム %	リ ン 酸 %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶性 窒 素 %	消 化 率 %	T D N %		M E Kcal/kg	そ の 他 の 査 水分%
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	トキワ印配合飼料 トキワ幼雞AP	20.10	24.1	5.1	1.22	0.77	1.7	6.3					3,050	11.2	
		ニチワ印肉用種鶏成鶏飼育 用配合飼料 ワロ種鶏	20.10	16.4	3.7	3.74	0.51	2.0	11.3					2,800	12.0	
		ニチワ印ワロイラー肥育後 期用配合飼料 E.P.P.ワロア	20.10	18.9	7.8	0.96	0.57	1.9	4.8					3,210	12.1	
		日清丸紅印 肉牛用配合飼 料 神明M後期	20.10	12.2	4.1	0.62	0.46	2.7	4.0					76.0	13.8	
みちのく飼料株式会 社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	R F クロ ス	20.10	13.1	4.3	0.35	0.57	5.6	4.2					73.9	13.8	
		R F ビ ー 翔	20.10	13.3	4.0	0.38	0.49	4.9	4.0					75.6	13.5	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
共通基盤システム機器等一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県企画政策部情報システム課
青森市長島一丁目一の1
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十年十月十七日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECリース株式会社

東京都港区芝五丁目二九の一

六 契約金額

二千三百六十八万八千円

七 契約の相手方を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十年九月三日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

グループウェアシステム機器等一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策情報システム課

青森市長島一丁目一の

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十年十月二十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

二千九十八万七千円

七 契約の相手方を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十年九月十六日

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十年十一月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人燭光

三 代表者の氏名

一戸 彰晃

四 主たる事務所の所在地

五所川原市金木町朝日山四三三

五 定款に記載された目的

この法人は、使用済蠟燭を回収し、それを原料として蠟燭を製造し会員に廉価で販売することによってエコロジーに取り組み、人権・平和・環境問題に取り組み事を目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年十一月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十年十一月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人平川市体育協会

三 代表者の氏名

古川 昭二

四 主たる事務所の所在地

平川市新館野木和四八

五 定款に記載された目的

この法人は、平川市におけるスポーツ団体等と地域住民に対して、スポーツ教室や大会等の事業を行い、スポーツの振興と連帯感と活力ある地域づくりや、地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

公 営 企 業

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年十一月二十五日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十六号

青森県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員の給与に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（宿日直手当）

第十三条 宿日直手当は、正規の勤務時間以外の時間、就業規程第十六条に規定する

祝日法による休日及び年末年始の休日並びに就業規程第十七条に規定する代休日において、本来の勤務に従事しないで行う次の各号に掲げる勤務に対して支給するものとし、手当の額は、当該各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該勤務一回につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。

一 医師による入院患者の病状の急変等に対処するための勤務 二万円（管理職手当の区分が二類、三類、四類又は五類の職を占める職員が行うものにあつては、一万二千元）

二 看護師による看護業務の管理又は監督並びに救急の外来患者及び入院患者に緊急に対処するための勤務 六千五百円
附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の青森県病院局職員の給与に関する規程の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

2 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間における改正後の青森県病院局職員の給与に関する規程第十三条第二号の規定の適用については、同号中「六千五百円」とあるのは「六千六百円」とする。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------